

特別警報・暴風警報発令時の対応について

墨田区立第三吾嬬小学校

1 「特別警報」が発令された場合 **臨時休校**（学校からの連絡無し）

※登校中・在校中に特別警報が発令された場合は、**学校が児童を保護し、引き取り**をお願いします。

2 「暴風警報」が発令された場合

(1) **登校前に発令**された場合

連絡 <input type="checkbox"/>	①午前7時までに解除された場合	<ul style="list-style-type: none">・平常授業を原則とする。・給食の手配ができない場合は午前授業となる場合がある。（この場合、学校からメール・連絡網で連絡する。）
連絡 <input type="checkbox"/>	②午前7時から8時30分の間に解除された場合	<ul style="list-style-type: none">・登校時刻を送らせて午後まで授業を実施する。・給食の手配ができない場合は午前授業となる場合がある。
連絡 <input type="checkbox"/>	③午前8時30分まで解除されない場合	<ul style="list-style-type: none">・臨時休校とする。

(2) **登校後、発令**された場合

学校が状況を判断して下記に示す対応策を講じる。対応策は、『学校連絡情報メール』と『緊急電話連絡網 急行便』で各家庭に連絡する。

連絡 <input type="checkbox"/>	①八広地区の状況がまだ悪化しておらず、児童の下校が可能なとき	<ul style="list-style-type: none">・保護者が在宅している児童は集団下校（教員引率）・留守家庭は、学校で児童を保護→引き渡し
連絡 <input type="checkbox"/>	②八広地区の状況が悪化している時	<ul style="list-style-type: none">・全児童、学校が保護（時間の制約無し）・訓練時と同様に引き渡し（引き取り登録者に限る）

※「学童クラブ所属児童」は、学童クラブの管理下で過ごさせます。学童クラブの指示に従って下さい。

※「いきいきスクール」は、いきいきスクールスタッフが学校と連携して児童を保護します。（学校と同様の対応をとります。）

3 家庭の判断で欠席・遅刻をさせる場合

○上記2の規定によらず、欠席、遅刻・早退（保護者の付き添いが必要）する場合は、学校に必ず連絡下さい。

学校電話 3617-7513 / 7514

4 上記以外の場合については、学校からメール・電話連絡網や印刷物でお知らせします。